

【特記事項用紙】

- パソコン作成を推奨しております。
- 相模原市指定の認定調査特記事項用紙データは、下記よりダウンロードすることができます。
相模原市HPトップページ>申請書ダウンロード>介護保険>【認定調査】認定調査員研修案内・特記事項用紙等 <パソコン用>特記事項用紙
- 送付した特記事項用紙を使用される方は、鉛筆で記入してください。
- 概況調査欄：家族や居住環境、主介護者、現病歴の状況、既往歴は現在の生活に支障なければ不要、介護保険申請に至った経緯、利用中（暫定含む）のサービス、今後の利用意向、調査立会い者などを、簡潔に記入してください。
- 一次判定に影響が大きい「1-7」「2-2」「2-5」「2-6」「2-12」「7-1」「7-2」は、選択肢に関わらず記入してください。
- その他の項目についても、介護認定審査会にて、被保険者の介護の手間を伝え、加味など考慮する上で重要な判断材料となります。
- 被保険者の状態像が、審査会委員によく伝わるように、具体的に記入してください。
- 認定調査票の選択肢は「できる」であっても、頻度では選べない日頃の状況、ふらつき、転倒、困難さ等を丁寧に聞き取り、記入してください。
- なるべく一枚に収まるようお願いいたします。

【特記事項用紙裏面】

- 被保険者を特定するため、裏面に被保険者氏名を忘れずに記入してください。

【調査用メモ（調査日誌）】

調査時に聞き取り内容メモする際に活用可能です。下記よりダウンロードすることができます。

相模原市HPトップページ>申請書ダウンロード>介護保険>【認定調査】認定調査員研修案内・特記事項用紙等> 調査用メモ（調査日誌）

- 項目を選択した根拠、動作確認の可否などもメモに残しておく方が良いと思います。

【調査票提出後】

- 介護保険課にて検査・検収を行い、適宜、問合せをいたします。
- 整合性などから、修正、再提出をしていただく場合があります。
- 審査請求があった場合、調査時の詳細について聴取させていただく場合がありますので、調査日誌や聞き取り内容のメモは、概ね1年間保管してください。

不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

相模原市介護保険課 認定班 電話：042-769-8342（直通）

（令和6年7月改訂）